

# 大気汚染防止法の届出案内

～ 特定粉じん排出等の作業に伴う届出 ～

特定粉じん排出等作業届の届出様式は、盛岡市のホームページ「ウェブもりおか」からダウンロードすることができます。

ホームページアドレス <http://www.city.morioka.iwate.jp/>

「申請書ダウンロード」（トップページ左下）

└ 「手続きを担当する部署別一覧へ」

└ 「環境部環境企画課」とお進みください。

届 出 窓 口

盛岡市環境部環境企画課

TEL 651-4111 内線 8416・8419

〈直通〉 613-8419

(令和5年6月1日現在)

# 特定粉じん排出等の作業に伴う届出

大気汚染防止法の規定により、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施行しようとする方は、「特定粉じん排出等作業実施届出書」を市長に提出しなければなりません。

根拠法令については、次のとおり省略表記しています。

法 : 大気汚染防止法  
施行令 : 大気汚染防止法施行令  
施行規則 : 大気汚染防止法施行規則

## 1 対象工事（施行令第3条の4）

### (1) 対象となる建築材料（特定建築材料）

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料

※法改正（令和3年4月1日施行）により石綿含有成形板等のレベル3建材についても規制対象となり作業基準が適用され、作業計画の作成が必要となりますが、届出は不要です。

なお、石綿含有仕上塗材の取扱いが整理され、施工方法を問わずレベル3建材に統一され届出は不要となりましたが、ローラー工法の場合も新たに作業基準が適用されます。

### (2) 規制の対象となる特定粉じん排出等作業

特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業

## 2 特定粉じん排出等作業実施の届出（法第18条の17）

作業開始の14日前までに、環境企画課に「2部」提出してください。

（届出書受理後、1部は返却いたします。）

※届出書は、盛岡市ホームページ「ウェブもりおか」の「申請書ダウンロード」コーナーからも取得できます。

### □ 添付書類

- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況
- ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

※二つ以上の特定粉じん排出等作業についての届出は、特定粉じん排出等作業が同一の建築物について行われる場合に限り、1通の届出書によって届出をすることができます。

## 3 作業基準（施行規則第16条の4、施行規則別表第7）

作業基準は、次ページのとおりです。

## 4 計画変更命令等（法第18条の18）

市長は、届出の内容が作業基準に適合するよう計画の変更を命ずることができます。

施工者は、作業基準を遵守しなければなりません。市長は、期限を決めて基準に従うよう命ずるか、作業の一時停止を命ずることができます。

## 5 報告及び検査（法第26条）

市長は、特定粉じん排出者に対し、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（特定工事）の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物その他の物件を検査させることができます。

## 6 罰則（法第34条第3号）

石綿含有建材の除去等作業における石綿の飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰が創設されました。

□ 特定粉じん排出等作業の施工にあたっての作業基準（改正大気汚染防止法施行規則第16条の4，別表第7）

レベル1及びレベル2建材の作業基準

特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業		特定建築材料が使用されている建築物を改造し，又は補修する作業	
(1) 人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業	(2) 石綿を含有する断熱材，保温材，耐火被覆材を除去する作業であって，掻き落とし，切断，又は破砕以外の方法で除去するもの（(1)以外の作業）	(3) (1)，(2)以外の作業	
作業の対象となる建築物に散水するか，又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか，又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること  1 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること 2 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること 3 特定建築材料の除去後，養生を解くに当たっては，特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること  7 3，4，6の確認をした年月日，方法，結果，措置内容等を記録し，特定工事が終了するまでの間保存すること。 8 特定建築材料の除去後，作業場の隔離を解くに当たって，特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか，又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること  1 作業場を他の場所から隔離し，作業場の出入り口に前室を設置すること 2 作業場を負圧に保ち，作業場の排気にJIS Z-8122に定めるHEPAフィルタをつけた集じん・排気装置を使用すること 3 除去開始前に集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し，異常が認められた場合は，補修等必要な措置を講ずること 4 除去開始前，中断時に作業場等の負圧を確認し，異常が認められた場合は，必要な措置を講ずること 5 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること 6 除去作業開始後や集じん・排気装置を移動した場合，フィルタを交換した場合には，排気口において集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し，異常が認められた場合は，直ちに当該除去を中止し，必要な措置を講ずること。	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し，囲い込み，若しくは封じ込めるか，又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること  1 特定建築材料を掻き落とし，切断，又は破砕により除去する場合は左欄(3)の1～8に掲げる事項を遵守し，これら以外の方法による場合は左欄(2)の1～3に掲げる事項を遵守すること 2 囲い込み，又は封じ込めるに当たっては，当該建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し，劣化が著しい場合，又は下地との接着が不良な場合は，当該特定建築材料を除去すること
特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事）を行う場合は，公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること 1 長さ42.0cm，幅29.7cm以上又は長さ29.7cm，幅42.0cm以上であること 2 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名 3 特定粉じん排出等作業の実施の届出年月日及び届出先 4 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所，特定粉じん排出等作業の実施の期間及び作業方法			

2 敷地境界における自主測定の推奨

- (1) 地域住民の不安を解消するため，敷地境界における大気中濃度測定を実施するようご協力をお願いします。
- (2) (1)の測定を実施した場合，測定結果をご提供ください。なお，ご提供いただいた結果は，ホームページ等により公表する場合があります。

## 大気汚染防止法の改正（令和2年6月5日公布）について

### 1 規制対象の拡大

法で定める特定建築材料が「吹付石綿その他の石綿を含有する建築材料」になります。このため、石綿含有成形板等のレベル3建材についても、法の規制対象になりました。（令和3年4月1日施行）

### 2 事前調査の信頼性の確保

石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、元請業者に対し、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の報告が義務付けられました。また、調査の方法が法定化されました。

・解体等工事に係る調査（石綿の事前調査）の方法は、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査」となります。（令和3年4月1日施行）

・解体等工事の元請業者又は自主施工者は、遅滞なく、石綿の事前調査結果の報告が義務付けられました。（令和4年4月1日施行）

・解体等工事に係る調査（石綿の事前調査）は、事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者に行わせる必要があります。（令和5年10月1日施行）

### 3 直接罰の創設

石綿含有建材の除去等作業における石綿の飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰が創設されました。（令和3年4月1日施行）

### 4 不適切な作業の防止

元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付けられました。（令和3年4月1日施行）

## 建材中のアスベスト分析方法について

建材中のアスベスト分析方法については、厚生労働省通知「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（基安化発第0206004号、平成20年2月6日）により、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」によるものとされております。

アスベストの種類にはクリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトがあり、これらすべてが大気汚染防止法に基づく規制の対象とされています。

建材等に使用されてきた石綿は、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされており、分析についてもクリソタイル等のみを対象としたものがありました。アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトについても、分析対象としてアスベスト含有の有無を判定する必要があります。

## 盛岡市環境部環境企画課

郵便番号：020-8531

盛岡市若園町2番18号／若園町分庁舎2階

電話番号 019-613-8419（ダイヤルイン）

019-651-4111（代表）

FAX番号 019-626-4153

e-mail [kankyau@city.morioka.iwate.jp](mailto:kankyau@city.morioka.iwate.jp)

HPアドレス <http://www.city.morioka.iwate.jp/>

### ＜若園町分庁舎案内図＞

